

(第 4 5 号議案)

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「法施行規則」という。）等の改正に伴い、規定を整備する必要があることから、条例の一部を改正する。

2 主な改正の内容

- (1) 介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限っては、病床を有する診療所を開設している者とする。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問介護員等の規定のうち、政令で定める者の研修課程は、法施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとする。
- (3) 指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員等の規定のうち、政令で定める者の研修課程は、法施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとする。

3 その他資料

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（別紙）

4 対象となる事業

指定地域密着型サービス

5 施行時期

平成 3 0 年 4 月 1 日（一部は、公布の日から施行）

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年中野区条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）</u>とする。</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等</p> <p>第4条（略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第9条～第15条（略） （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等</p> <p>第4条（略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第9条～第15条（略） （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看</p>

護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

第17条～第42条（略）

第5節（略）

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等

第45条（略）

（指定夜間対応型訪問介護）

第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2（略）

第2節～第4節（略）

護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

第17条～第42条（略）

第5節（略）

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等

第45条（略）

（指定夜間対応型訪問介護）

第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2（略）

第2節～第4節（略）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～8 (略)

第59条の4・第59条の5 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6～第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)・(6) (略)

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 (略)

2～4 (略)

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

第59条の11～第59条の20 (略)

第5節 (略)

第4章～第10章 (略)

附則 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「指定地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～8 (略)

第59条の4・第59条の5 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6～第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)・(6) (略)

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 (略)

2～4 (略)

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

第59条の11～第59条の20 (略)

第5節 (略)

第4章～第10章 (略)

附則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第 号)の一部を次のように改正する。

第59条の13第3項の改正規定を削る。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に1節を加える改正規定中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項の改正規定中「この条」を「この項」に改める。

【附則第2項】

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する

条例(平成30年中野区条例第 号)新旧対照表

改正案	現行
中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年中野区条例第7号)の一部を次のように改正する。 (中略)	中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年中野区条例第7号)の一部を次のように改正する。 (中略)
第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。	第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準	第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第59条の21 (略)	第59条の21 (略)
(準用)	(準用)
第59条の22 第9条から第13条まで、第15	第59条の22 第9条から第13条まで、第15

条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(中略)

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「」の事業」を「」の事業」に改める。

(中略)

附 則 (略)

条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(中略)

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「」の事業」を「」の事業」に改める。

(中略)

附 則 (略)